

令和2年4月28日

保護者様

深谷市立幡羅中学校長
島崎 祐子

臨時休業延長に伴う給食費・学費等の引き落としについて

日頃から本校の教育につきまして、御理解及び御協力を賜りまして御礼申し上げます。

4月9日からの臨時休業延長に伴う給食費・学費等の対応につきまして、下記のとおり決まりましたので、御理解と御協力をお願い致します。

不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

記

1 4月以降の給食費・学費等について

4月8日に配布しましたお知らせ「令和2年度における学費の集金について」に記載されている予定額のとおり、毎月引き落とさせていただきます。

2 欠食した給食費の差額について

今回の臨時休業において給食費の差額が発生する場合には、深谷市教育委員会の指示により、学校が再開され年間の給食回数が確定した段階で、年間で必要となる給食費を再計算し、調整する予定です。

※学校給食会計については、1年間の収支により採算をとっています。

深谷市立幡羅中学校
担当 事務室 若守しのぶ
電話 571-0229